

にじいろ 安全管理マニュアル(保護者様向け)

1. 総則（基本方針）

- 目的：本マニュアルは、利用児童の安全確保、事故防止、および緊急時の迅速な対応を目的とする。
- 適用範囲：当事業所のすべての従業者（常勤・非常勤・ボランティア含む）および利用児童に適用する。
- 安全管理体制：安全管理責任者を「管理者」とし、事業所全体の安全対策を統括する。

2. 日常の安全点検・環境整備

- 施設内の点検：（毎日）
 - 床の段差、コード類の配置（転倒防止）
 - 窓やドアの開閉状況、鍵の管理（飛び出し・施錠の確認）
 - 高い場所に危険な物・重い物を置かない
 - 誤飲リスクのある小物類の適切な保管
- 衛生管理：（毎日）
 - 食事・おやつ前の机の消毒、手洗いの徹底

3. 場面別の安全管理・リスク対策

① 送迎時の安全管理（最重要）

- 乗降時の確認：運転手とは別に添乗職員を配置し、乗車時・降車時に必ず名簿と照合して点呼を行う。
- 車内置き去り防止：降車後、運転手および添乗員は車内の最確認（座席下や後部座席）を行う。
- 運行前点検：車両の日常点検（タイヤ、ブレーキ、燃料等）を毎日実施する。

4. 緊急時・非常災害時の対応マニュアル

① けが・事故・体調急変時の対応

1. 第一発見者の対応：児の安全確保、呼吸や意識の確認、必要に応じて心肺蘇生やAEDの実施。
2. 応援要請：他の職員に応援を頼み、救急車（119番）の手配、他児童の誘導を行う。
3. 関係各所への連絡：保護者、協力医療機関、主治医へ速やかに連絡する。
4. 行政への報告：自治体が定める基準に基づき、事故報告書を提出する。

② 非常災害時（地震・火災・風水害）の対応

- 避難誘導：防災頭巾等の着用、避難経路の確保、児童の特性に応じた個別誘導（パニック対策等）。
- 避難訓練の実施：年1回、地震・火災・不審者など多様な災害を想定した実践的な

訓練を行う。

③ 不審者対応（防犯）

- 不審者侵入時：児童を安全な部屋へ避難させ施錠する。さすまた等で応戦しつつ、速やかに警察（110番）へ通報。

5. 再発防止と職員研修

- ヒヤリハット・事故報告の共有：ヒヤリハット事例が発生した際は、速やかに職員会議等で原因分析と対策を話し合い、マニュアルを改訂する。
- 職員研修の実施：常勤・非常勤を問わず、全職員を対象とした安全管理研修（救命講習、虐待防止、BCP等）を定期的を実施する。